

特定親族特別控除の新設 ～税制改正のポイント整理 第二弾～

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」の見直しと合わせて、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

今まで既存の扶養控除の対象となっていなかった方でも「特定親族特別控除」については対象となる可能性があるため適用要件等を確認していきましょう。

新設された特定親族特別控除とは？

特定親族特別控除は、居住者が「特定親族」を有する場合に、その居住者の総所得金額等から、**特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて定められた金額を控除する制度**です。

また、上記の特定親族とは、以下の要件を全て満たす人をいいます。

- ① 居住者と生計を一つにしている親族であること。
(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人、白色事業専従者を除く)
里子も含まれます。
- ② 年齢が19歳以上23歳未満であること。
- ③ 合計所得金額が58万円超123万円以下であること。
※収入が給与だけの場合、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。



なお、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は特定親族特別控除の対象とはなりません、扶養控除の対象となります。

年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円以下の人は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。

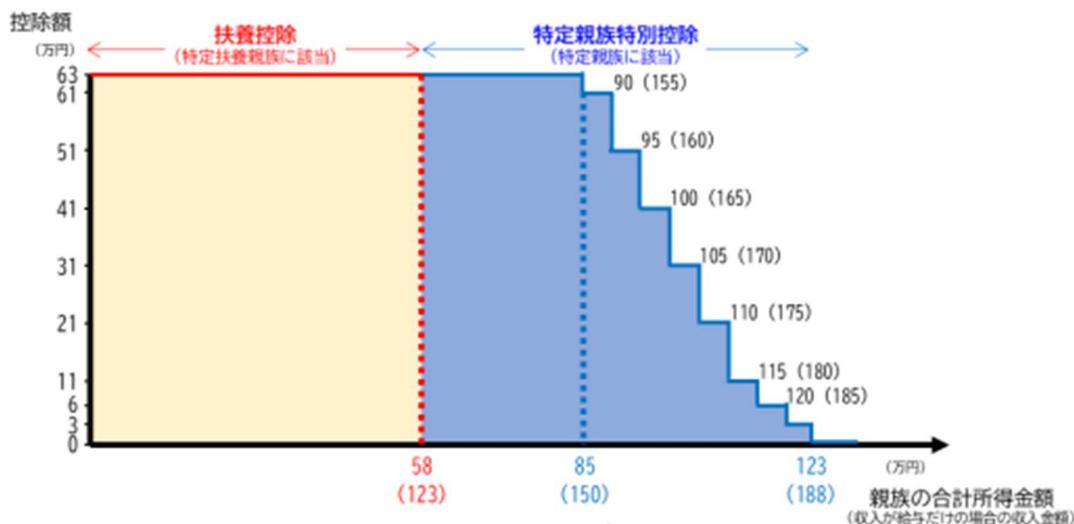
控除の対象となる場合の控除額は？

特定親族特別控除の対象となる場合の控除額は、特定親族の合計所得金額に応じて、右の表の金額となります。

特定親族の合計所得金額が上がるにつれて控除額が下がっていく仕組みとなっています。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超～85万円以下 ※給与で123万超～150万以下	63万円 (住民税においては45万円)
90万円以下 ※給与収入のみで155万以下	61万円 (41万円)
95万円以下 ※給与収入のみで160万以下	51万円 (41万円)
100万円以下 ※給与収入のみで165万以下	41万円
105万円以下 ※給与収入のみで170万以下	31万円
110万円以下 ※給与収入のみで175万以下	21万円
115万円以下 ※給与収入のみで180万以下	11万円
120万円以下 ※給与収入のみで185万以下	6万円
123万円以下 ※給与収入のみで188万以下	3万円

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



適用上の注意点について

特定の親族が複数の居住者の特定親族に該当する場合や、他の居住者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、いずれか1人の控除のみに該当するものとみなされ、**重複適用ができない**ため注意が必要です。
また、親族双方がお互いにこの控除の適用を受けたり、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

年末調整で適用を受けるには？

年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員は、給与の支払者に対し「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。給与の支払者は、提出を受けた申告書に基づき、特定親族特別控除額を控除して年末調整の計算を行います。

これは現時点での様式案です。
確定版については国税庁HPに
令和7年6月末頃に掲載予定です。

